

消防関係手数料

(カッコ書きは改定前の金額)

消防関係手数料

手数料を徴収する事務		金額
(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1件につき1,590,000円 (1,580,000円) (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1件につき1,950,000円 (1,940,000円) (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1件につき2,270,000円 (2,260,000円)

所管課 消防本部予防課 TEL : 0283-23-9910